（厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第五条　厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成十四年厚生労働省令第二十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 （退職共済年金の裁定の請求） **第十四条**　（略） ２・３　（略） ４　廃止前農林共済法第三十六条の規定による退職共済年金に係る裁定を受けようとする者で、同法附則第七条又は附則第十三条第一項若しくは第二項の規定による退職共済年金に係る裁定の請求を既に行ったものは、第一項及び第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を厚生労働大臣に提出しなければならない。 一　第一項第一号に掲げる事項 二・三　（略） 三の二　加給年金額の対象者となるべき者が二十歳未満で障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子であるときは、その旨 四・五　（略） ５　前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。ただし、六十六歳に達する前に当該請求書を提出する場合は、この限りでない。 一　（略） 二　加給年金額の対象者となるべき者があるときは、次に掲げる書類 イ　請求者とその者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本 ロ　その者が請求者によって生計を維持していたことを証する書類 ハ　前項第三号の二に規定する場合に該当するときは、その障害の状態に関する診断書 ６　（略） （支給停止の申出の撤回） **第五十二条の四**　（略） ２　前項の申出書には、次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。 一・二　（略） 三　前号の障害が厚生年金保険法施行規則別表に掲げる疾病又は負傷によるものであるときは、その障害の現状の程度を示すレントゲンフィルム 四・五　（略） ３　（略）	**附　則** （退職共済年金の裁定の請求） **第十四条**　（略） ２・３　（略） ４　廃止前農林共済法第三十六条の規定による退職共済年金に係る裁定を受けようとする者で、同法附則第七条又は附則第十三条第一項若しくは第二項の規定による退職共済年金に係る裁定の請求を既に行ったものは、第一項及び第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を厚生労働大臣に提出しなければならない。 一　第一項第一号、第六号及び第七号に掲げる事項 二・三　（略） （新設） 四・五　（略） ５　前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。ただし、六十六歳に達する前に当該請求書を提出する場合は、この限りでない。 一　（略） 二　加給年金額の対象者となるべき者があるときは、その者と請求者との続柄を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本及びその者が請求者によって生計を維持していたことを証する書類 （新設） （新設） ６　（略） （支給停止の申出の撤回） **第五十二条の四**　（略） ２　前項の申出書には、次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。 一・二　（略） 三　前号の障害が別表に掲げる疾病又は負傷によるものであるときは、その障害の現状の程度を示すレントゲンフィルム 四・五　（略） ３　（略）